

知的財産戦略本部構想委員会（第4回）

日時：令和3年2月25日（木）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

渡部座長、喜連川委員、久貝委員、コチュ委員、杉村委員、瀬尾委員、竹中委員、立本委員、林委員、宮島委員、山本貴史委員、山本正巳委員、山田委員、吉村委員

【事務局】

田中局長、渡邊次長、川上参事官、小林参事官

1. 開会

2. 議事

(1) 知財投資・活用の促進メカニズムについて

(2) 標準必須特許を巡る紛争解決について

3. 閉会

○川上参事官 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから構想委員会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は、御多忙のところ、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、内閣府知財事務局の川上と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行について、御説明をさせていただきます。

まず会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局のほうで操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承を願います。

また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにさせていただくよう、よろしく願いいたします。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、挙手ボタンにてお知らせいただくよう、お願いいたします。

御発言される際には、マイクをミュート解除にさせていただきまして、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにして、ボタンを解除していただくようによろしく願いいたします。

なお、本日は梅澤委員、落合委員、川上委員、小谷委員、田中里沙委員、田中仁委員、田路委員、中村委員、柳川委員が御欠席となります。

本日は、有識者及び関係省庁からの御説明といたしまして、スパイバー株式会社の関山代表執行役、特許庁の赤穂普及支援課企画調査官、同じく特許庁の小松企画調査課長、総務省の近藤通信規格課長に御出席をいただいております。

なお、本日は、報道関係者も傍聴されておりますので、その旨、御承知おきいただければと思えます。

それでは、ここからの議事の進行は、渡部座長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

資料1について、知財事務局より説明をお願いいたします。

○川上参事官 それでは、本日の議題の一つ目、知財投資・活用の促進メカニズムにつきまして、事務局より御説明をさせていただきたいと思えます。

資料1の1ページを御覧いただければと思えます。これは前回の構想委員会におきまして、事務局の説明資料としてお示ししたものを再掲させていただいているものでございます。

おさらいとなりますが、改めて簡単に御説明をさせていただきますと、目指すべき知財投資・活用促進メカニズムのイメージを整理したものでございます。

企業が開示する知財の投資活用情報を投資家や金融機関が活用できるようにすることで、

投資家はそれをポートフォリオに反映させたり、あるいは金融機関は融資判断に反映させる、こうしたメカニズムを想定しております。

こうしたことによりまして、企業の知財投資活用が進んで、また、投資家や金融機関にとりまして、パフォーマンスの向上になるのではないかと、こういったことを考えてございます。このメカニズムを機能させる上で、専門調査会社の役割が大きな鍵になるのではないかと、こういった御説明をさせていただいたところです。

こうしたメカニズムを機能させる力学といたしましては、例えば企業に対しましては、コーポレートガバナンスコード、あるいは価値協創ガイドラインが適正な開示を促す力学となっている、投資家に対しましては、スチュワードシップ・コード、金融機関に対しては事業性評価のそれぞれが力学として働いているということでございます。

企業が知財を活用した資金調達を行う部分につきましては、事業価値証券化の仕組みとか、金融庁で御検討されている事業に対する担保権、こういったものが力学として働くのではないかと、こういったことを考えてございます。

さらに近年、ESG要請の高まりという大きな力が経営メカニズムを機能させる大きな力学となっていくものと考えております。

本日、プレゼンを後ほどいただきますスパイバーさんは、この図の中の事業価値証券化の仕組みによりまして、資金調達を実現されたということで、後ほどその点も含めて御説明をいただけるものと承知をしております。

また、特許庁からは、金融機関が知財を評価して融資を行うためのビジネス評価書の作成を支援されているということで、その辺のお話を後ほど御説明いただくと承知をさせていただきます。

2ページ目のところは、前回の構想委員会での主な発言を御紹介させていただいております。

一番上の例えば無形資産の可視化は良い考えである、こういった御意見とか、三つ目のところ、事業化に有効で担保価値のある知財が必要ではないか、こういった御意見です。

四つ目の部分でございますけれども、金融機関の目きき人材の育成が重要ではないか、こういった御意見です。

上から七つ目のところです。知財専門調査会社に焦点を当てるのは、良いアプローチではないか。こういった御意見です。

下から五つ目でございますけれども、特許データの整備、あるいはそれを企業の実績と結びつけることが重要ではないかといった御意見です。

下から三つ目の部分です。企業の非財務情報や無形資産を見える化することで、焦点が集まって、企業の活性化につながる、これが重要なポイントではないかといった御意見です。

一番下の部分です。今、金融庁で御検討されている事業成長担保権の実現をお願いしたい。こういった御意見があったところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま御紹介がございましたけれども、議事に関係する有識者及び関係省庁からの御説明ということで、最初にスパイバー株式会社の代表執行役の関山さんをお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○関山代表執行役 よろしくお願いいいたします。それでは、説明させていただきます。

お時間も限られておりますので、今日はかいつまんでお話をさせていただきたいのですが、主に会社紹介を割愛させていただきまして、私たちの技術とか、どのように知財を活用して、調達につなげてきたのかということに重きを置いて、御説明をさせていただきたいと思います。15分ぐらいでお話をさせていただきます。

私たちは、たんぱく質という新しい素材分野を切り開いていこうということで、たんぱく質を産業的に使いこなしていくためのプラットフォームをつかって、人類の持続可能な素材の選択肢を拡張していき、それを通じて、人類の持続可能なウェルビーイングに貢献するという企業なのですけれども、この辺りは割愛します。

私どもは、もともと大学発ベンチャー企業として、慶應義塾大学の先端生命科学研究所で私と創業者の菅原の2人で2004年から研究をしております、2007年にスパイバーを起業いたしました。ちょうど私が博士課程に進学をした年でした。そこから人数も増えて、今、二百数十名の体制で研究開発をしています。

この辺りは飛ばしますけれども、山形県の鶴岡市のこういったキャンパスの中で事業を進めています。

簡単にたんぱく質の素材なのですが、たんぱく質は御承知のとおり、20種類のアミノ酸がつながってできたポリマーなのですけれども、この組合せのパターンはほぼ無限大です。こういった様々な官能基を分子の中に設計していたりとか、高分子として非常に面白い特性を持っておりまして、自然界の中で生物が使っているたんぱく質というのは、無限の組合せの中のほんの一部でございますので、この中には間違いなくすばらしい材料が山のように眠っていて、それをいかに効率よくとってきて、低コストで環境負荷も低く使う、生産するかという基盤に、私たちはこの十数年間、研究開発を続けてきています。

私たちは微生物を使ってたんぱく質をコードしたDNAを設計したアミノ酸配列をコードするDNAを合成して、微生物の中に組み込んで、植物由来の原料を栄養源として微生物に与えることで、たんぱく質をつくらせます。つくったたんぱく質は、ポリマーの材料として、線維とか、樹脂、様々な材料に加工していくことができるということです。

私たちの事業というか、材料の長期的価値というのは、人類のサステナブルな素材の選択肢を広げることで貢献します。

一言で言うと、こういうことでして、長期的に見ると、ほとんど全てのエネルギーは、再生可能エネルギーに転換されていくと思うのですけれども、その中で重要になっていくことというのは、枯渇資源である化石資源に頼らないものづくりと、プラスチックを含む

こういったごみが環境に蓄積しないことが重要になってきます。

まさにこういったBio-basedかつBiodegradable、環境分解するという材料が求められております。

自動車とか、家電製品は耐用製品が長くて、製品回収のプロセスがきちんと整備されている製品群に関しては、脱石油の材料を使っていくことが重要になっていきます。

一方で、環境中にプラスチックが放出されてしまうようなリスクのある製品群、例えば洗濯排水からポリエステルのようなものが流れ出してしまう衣類とか、使い捨ての用品、添加剤として使用されるプラスチック、摩耗する製品、こういったものはできれば化石資源に頼らず、環境分解するような素材に転換していくことが望ましいということです。

バイオ由来の材料は、結構開発が進んできているのですけれども、バイオ由来かつ環境分解もして、産業的に機能性も優れた材料は、今、なかなかない状況で、こういったところで私たちが開発しているたんぱく質は、非常に重要な役割、大きな役割を果たしていると考えているところでございます。

様々な分野で使用していただくことを検討していただいて、実際に産業化は始まっているのですけれども、こういった繊維材料とか、レザーみたいなものだったり、ファーみたいなものも私たちはつくっております、様々なものに実現できます。

この辺りは詳しく御説明はしませんが、とにかく環境面に非常に大きな貢献ができるということです。

環境分解だったり、こういったところのデータも積み重ねていて、SDGsの地球規模での貢献という意味で、こういったところに貢献できます。

主に私たちが力を注いでいる2大分野というのは、こういったアパレルと輸送機器の分野なのですけれども、アパレルでは、既にこういった形で製品が発売をされていたりとか、発表されているものもたくさんあるのですけれども、まだ発表されていないものも水面下でたくさん走っております。

長期的にはたんぱく質ベースの素材、あと、たんぱく質をほかの材に組み合わせたような新しい素材で、中長期的な世界の繊維需要の10%とか、15%、そのぐらいに置き換えていける可能性は十分にあると考えております。

主にアパレルに関しては、たんぱく質を材料として結構使っていくのですけれども、輸送機器の分野では、当然そういった使い方もございますが、主に添加剤としての利用が中心似なります。

この辺りは割愛しますが、例えば炭素繊維強化プラスチックとか、ポリウレタンに添加剤としてたんぱく質を使っていくことで、材料の特性を劇的に高めて、最終的には輸送機器の軽量化につなげる、そういった開発も進んでおります。

そのほかにも様々な開発が進んでおりますけれども、こういったところを全て私たちは研究開発を進めておまして、アプリケーション開発については、その分野のティア1である企業や、研究機関と共同で開発をさせていただいている状況でございます。

今、ボトルネックになっているのは、生産のところでした、そういったところの準備を進めております。タイにマザープラントを建設中で、ほぼ完成しております、今年中には生産が開始できる状況です。

さらにその次のステップとして、米国のアイオワ州ですけれども、タイのプラントの10倍ぐらいのプラントの稼働準備を進めております、こちらは我々単独ではなくて、ADMという会社に我々の知財であったり、技術を移転しまして、委託生産をしていただく。そういった事業のスキームになっております。

こういった大規模な生産拠点を立ち上げていくことで、非常に資金が必要になってきます。私どものような、まだ大きなキャッシュフローが生み出せていないスタートアップとか、ベンチャー企業では、大型の資金を借入れすることは難しいので、基本的には（エクイティ）調達ということになるのですけれども、その場合、大規模な調達をしていくと希薄化してしまうこともございました。

そこで、今回、我々が取った手法というのは、事業価値証券化というもので、簡単に申し上げますと、知財（主に特許）を中心とした無形の資産と、有形の資産を担保にした証券化手法で、こちらを三菱UFJモルガン・スタンレー様と仕組みづくりのところから取組をさせていただきまして、まさに私どもの技術、プラットフォームそのもの、設備、特許を中心とする知的財産、これら有形・無形の事業資産が有機的に一体となったパッケージとして、今回は評価をしていただきました。

価値のある知的財産というのは、当然ですけれども、大きな社会的な価値を生み出して、そこから中長期的に大きなキャッシュフローが生み出されるという予測のもとで価値算定をいたしまして、それを裏づけとする形で証券化したスキームで、今回は250億の調達を年末に行うことができました。

価値のある知的財産というのは、当然ですけれども、大きな社会的な価値を生み出して、そこから中長期的に大きなキャッシュフローが生み出されるという予測のもとで価値算定をいたしまして、それを裏づけとする形で証券化したスキームで、今回は250億の調達を年末に行うことができました。

先ほどチャットで最新の記事も貼りつけさせていただきましたので、御参考いただければと思います。

こういう新しい調達方法を我々が開発できたことによって、例えば新しい産業が生み出される可能性があって、非常に大きなポテンシャルを持っていて、そこで圧倒的な競争力を持つための知的財産をしっかり固めていけば、こういった形で大規模な資金を調達できる手段が開発できたということで、非常に大きな価値があったと思っております。選択肢が広がったという意味です。

これから量産を進めていくのですけれども、タイに現在プラントを建設中で間もなく試験運転を開始するのですが、今の約100倍の生産規模となる見込みです。

簡単にですけれども、私たちの技術のコアの部分のお話をさせていただきますと、遺伝

子を設計していくと申しましても、非常に複雑で、様々な技術的なプロセスがございます。主にこういったところなのですけれども、材料としても非常に優れていて、かつ安価につくれるような材料を設計していく上で、全てのプロセスにおいてアミノ酸配列の設計というか、配列自体が関わってきます。

今日、詳しくは御説明しませんが、こういったところで、どういうパラメーターが関わるとか、最適化していくための研究開発、インフラでフィードバックをかけていく必要がありますので、こういったところは全て内製で整えていかなければいけません。こういったところを実際に全てのハイスループットのデータを取っていくためのインフラからフィードバックをかけて、研究を回していくための環境を整えられているチームというのが、今、この分野では我々ぐらいしかいないところが、私たちの競争力の源泉になっているところでございます。

当然ですけれども、こういった研究を進めていくためにも、こういった全てのプロセスを理解して、研究者としっかり話をして、こういった方向性で開発を進めていけばいいのかディレクションできるような研究者が必要なわけなのですが、当然この全てを最初から分かっている人はいませんので、こういう人たちも社内で育てていかなければいけない。この16年の間にそういったことができるような研究者が多く育ってきているところも、私たちの強みになります。

遺伝子合成では、例えば本当に基礎的な技術の開発から、ハイスループットに合成していくためのこういったロボットの開発とか、そういったところも社内で行っています。プラントのエンジニアリングも社内で行っています。

私たちはスタートアップなのですが、エンジニアリングまで含めてできている理由というのは、実は大手の繊維メーカーさんのOBで、主に70代から80代ぐらいの方々が20名以上、私たちのプロジェクトに初期の頃から参画をしてくださっておりまして、アドバイスをくださっています。ですので、エンジニアリングの会社をお願いしなくても、こういった大型の設備の設計だったりを社内ですべて完結させることができます。これはスピード感にもつながっておりますし、私たちがこれだけ短期間にラボレベルからスケールアップができた一つの理由だと考えております。

この辺りは飛ばします。

とにかくこういったプラットフォームをつくって、データを蓄積し、最終的に規模がどんどん増えていくと、1%を効率化するだけで物すごく大きな利益を生み出すようになるわけなのですが、それを実現するための要素技術をしっかりと世界に先駆けて蓄積し、データがたまればたまるほど、ある意味いい材料設計がより早く実現できるようになるわけなのです。こういったところを蓄積し続けているところが、非常に高く評価していただけたところですよ。

特許に関しても、たくさん出願をしておりますし、アカデミアとも共同しながらたくさん出しています。

これまでImPACTをはじめとして、政府からのサポートも非常に受けておりまして、特にこの辺りを御説明したいのですけれども、たんぱく質の材料自体は、これまで材料として認知されているものではなかったもので、そういったところをISOの標準化まで含めて、今、日本から提案していこうということで、経産省さんの御協力でコンソーシアムをつくって、ISOに提案をしてきています。

早ければ、たんぱく質繊維という新しいカテゴリーが4月ぐらいに再定義され、新たな材料として世界的にしっかり位置づけられるようなものになっていく。こういったところの基準のつくり方は、我々の高度な技術がないと、そういった基準を満たせない設定というか、そういったところを実現できておりまして、こういったところでもイニシアチブを取っていければいいと思っております。

15分になってしまいましたので、残りは簡単なことなので割愛しますけれども、もし御質問が出れば、ここで答えさせていただきたいと思っておりますので、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、資料3について、特許庁の赤穂企画調査官より御説明をお願いしたいと存じます。

○赤穂企画調査官 赤穂でございます。よろしく申し上げます。

前回、PCのトラブルでプレゼンができず、大変申し訳ございませんでした。

本日は改めまして、特許庁の知財金融事業、正式名称につきましては、中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業といたしますけれども、そちらの御紹介をさせていただきたいと思えます。

時間が短いので、駆け足になりますけれども、御了承をいただければと思えます。

知財金融事業と呼んでおるのですけれども、特許庁の知財金融事業の目的としましては、金融機関による知財に着目した取引先企業の事業経営支援を促進するというところで、もう少し細かく言いますと、中小企業支援とか、地域創生の観点から、地域の金融機関様に特に中小企業に対する経営支援能力を高めていただいて、その結果、地域の中小企業さんの支援を強化することを目標としております。

特許庁が実施する知財金融事業というのは、皆様からよく言われるのは、知財の価値評価みたいなことをされているのではないかとされているのですけれども、中身としましては、むしろ金融機関さんの事業性評価、つまり金融機関が取引先の事業の実態把握をする際に、知財情報を活用していただくという取組になっております。知財活用型事業性評価と呼んだりもします。

実際に具体的に特許庁が行う支援につきましては、特に金融機関の方は、財務情報を基に企業分析をするのは得意なのですけれども、技術力の理解は苦手という課題がございまして、それに対しまして、特に企業さんの強みとなる技術力みたいなところを知財の観点から把握していただいて、事業性評価につなげていただくということで、知財の観点か

らフォローをしていくことを考えております。

特許庁が行う支援としましては、そこに書いてありますとおり、知財ビジネス評価書の提供と、知財ビジネス提案書の作成支援を行いながら、知財の観点で支援をしていくことでやっております。

知財ビジネス評価書とはということなのですが、企業活動を知るためのツールということで、金融機関さんで当然内部にお持ちの企業評価手法としまして、例えば財務諸表を見て評価することがあると思うのですが、それに対しまして、そういうものと、技術やノウハウが見えにくいところがある中で、特許庁としましては、知財ビジネス評価書で知財の観点から企業分析したものを評価書の形で提供します。

金融機関の方は、こちらの両方を併せ読むことによって、双方の足りない部分を補完するような形で、より対象企業の実態を把握していくということで、特許庁としましては、ピンクの部分をフォローすることでサポートしていくことをやっております。

こちらが事業全体のフローになります。詳細は細かいので割愛させていただきますけれども、真ん中の下のところにある絵と金融機関がございまして、その金融機関が特定の中小企業さんを支援したいというときに、特許庁、実態としましては受託事業者なのですが、そちらに中小企業さんの評価の申請をします。

中小企業さんの評価の申請を受けた特許庁の事業者は、その右側にあります提携調査会社に評価書の作成指示を行います。提携調査会社としましては、弁理士事務所であるとか、経営コンサル会社であるとか、特許情報分析会社の形で、全部で11社ございます。

その調査会社は、中小企業にヒアリングをしながら、特許情報分析などをしながら、評価書としてまとめて、それを4と5のルートで金融機関さんに納めます

金融機関さんは、それを見ながら中小企業の支援につなげていくフローになっております。

知財ビジネス提案書もございまして、それは評価書に加えて、知財の専門家、ここでは中小企業診断士さんであるとか、弁理士さんがいらっしゃるのですが、そういう方が実際に評価した評価書の内容を踏まえながら、さらにそれをどのように中小企業さんの経営支援につなげていくのかというところの提案部分を追加することによって、さらに手厚い支援をしていくことをやっております。

知財ビジネス評価書とはと何度か申し上げておりますけれども、こういうイメージになっております。

実際の評価書の細かい構成や内容につきましては、調査会社ごとにも異なっておりますし、金融機関や企業からの要望によっても変わってくるのですが、例えばここに書いてありますとおり、企業の概要であるとか、強みとなるような技術の紹介、企業の技術を基にした企業の強み、弱みの分析などをまとめたものとなります。

これを受けた金融機関というのは、企業に対して様々な経営支援を行います。例えば前段階として、企業のコミュニケーションツールに活用したりであるとか、その後の具体的

な経営資源、ビジネスマッチングや販路開拓のアドバイスであるとか、融資の参考資料に使ったりもします。

ビジネス提案書もございまして、こちらはさらに評価書に提案部分を追加したものでございまして、実際には知財の観点からの経営課題の解決提案などが評価書に付け加わったものになります。

こちらが知財ビジネス評価書の用途になりますけれども、主には取引先とのコミュニケーションに活用されている事例が多いことにはなりますが、融資を実施するための参考資料という形で、融資にも活用される事例もございまして。

最後ですけれども、知財金融事業で抽出された主な課題を説明させていただきます。主に三つほど把握しているところがございます。

①でございますけれども、地域金融機関における知的財産等の無形財産の評価が困難ということで、特に無形資産を適切に評価して、事業性評価をするという中で、知財の価値評価、特に定量評価が難しいことは、皆様、御存じのとおりだと思っております、実際にそのような状況もございまして、今回のビジネス評価書を受けても、金融機関の融資等にはつながりにくいのが課題でございます。

②は地域金融機関の職員の知財マインド、知財に対する専門的な知識が不足しているという状況は依然としてございます。結果、ビジネス評価書を提供しまして、金融機関に定着し切れていないのが現状でございます。この事業が終了した後にビジネス評価書、特に知財情報の活用は継続されないおそれがございます。

③の課題ですけれども、知財評価書に記載すべき情報の整理は不十分ということで、今、知財ビジネス評価書というものは、評価会社ごとに独自のまとめ方で作成しているところが現状でございます。特に金融機関の事業性評価において、有益な情報や、金融機関のニーズは何かという点について、十分な見える化ができておらず、それが評価会社間でも共有されていないということで、評価書の利活用は不十分だと考えております。

以下、参考資料ということで、知財ビジネス評価書の具体的なサンプルであるとか、活用事例、推進計画2020との関係なども記載しておりますので、必要に応じて参照いただければと思います。

特許庁からの説明は以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの関山さんの話、特許庁の御説明について、質疑、あるいは御意見等をいただければと思います。御発言のある方はどなたからでも結構ですので、挙手をさせていただきますよう、お願いいたします。いかがでしょうか。

私から先に、関山さんの話に関心があるのですけれども、例えばエクイティーによる調達だけでユニコーンになろうとすると、そこまで引っ張ってくるというのはかなり難しい。いろんな問題が生じると思うなかで、このような手法が一般的に使えるのかどうかというところでは。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券様と言われていましたけれども、金融機関でそのやり方が分かれば、スキーム上、どこでもこれが使えるようなスキームになっているのかどうか、そこだけ教えていただけたらと思います。

○関山代表執行役 それはそのとおりだと思います。なので、証券会社さんが（各企業の特徴に合わせて）しっかり設計してくだされば、同じようなスキームで調達することは当然可能だと思います。

○渡部座長 あと、その要件として、今回、製造装置があって、製造装置プラス知財という形で証券化できたということですが、製造プラントがないような話には向かないみたいな感じはありますか。

○関山代表執行役 つまり事業の根源的な価値がしっかり競争力のある形であって、そこからその裏づけとして、キャッシュフローが生み出されるであろうということがしっかり説明できれば、これは必ずしも生産設備とか、そういったものがなくても、こういった調達につなげることは可能だと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中先生、お願いします。

○竹中委員

いつも最初に発言させていただきます。

知財の投資を促進するためには、私は知財評価の標準化が必要ではないかと思っています。先ほども特許庁から11の異なる外注先から評価をしていただくということですが、標準化なしには比較可能な客観的評価になるかという信頼性に問題があるのではないかと思います。

アメリカでは、AIを使ったプラットフォームによる、特許に限らず、知財全体に対する評価方法が確立されてきて、今後、標準化が進む予定です。

また、中国でも政府主導で、既に評価方法が標準化され、特許庁が資格制度を設けて人材養成を行っていると聞いております。

日本も特許庁を中心に無形資産の評価方法を標準化して、評価を行う専門家の人材養成を行ったらいいのではないかと考えております。

無形資産というと、特許を中心に考えられがちですが、ブランドなど、そのほかの知財も企業の重要な無形資産を構成しています。特にスタートアップのときには、特許を出願する資産がなかったり、デジタル系だと、特許の対象となるものがなかったりということもあるので、トレードシークレットの価値が非常に重要であるという話をシリコンバレーとか、シアトルの人たちから聞きました。

日本の企業もトレードシークレットを活用するために、知財評価、価値評価の過程できちんとオーディットして、その後、管理して、企業価値を高めていくということが重要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員、久貝委員の順番でお願いします。

○宮島委員 どうもありがとうございます。

私も関山さんに御質問があります。よろしくお願いします。

今のお話ですごくいろんなところから支援を受けられる状況になっていますし、キャッシュフローが回ってきて、事業性評価も評価してもらえたというお話だったのですけれども、スタートアップからのこれまでの経過の中では、まだそこまで達することができなかった時期もあったのではないかと思います。初期の頃から考えたときに、何ができるようになったら評価ができたかということと、そもそもそれができなくても、初期のうちに支援があったらよかったとか、こういうものがあつたらよかったというのがあればおしえていただきたいと思います。

二つ目は、これまでの議論の中で、評価会社というのがあって、その質はみんなが納得できるような状況になっていくと、事業の評価、知財の評価が進むのではないかと考えているのですけれども、今ある評価会社とか、そういった民間が評価をしていて、標準の評価が固まっていくようなことに関しては、どのようにお考えか、よろしくお願ひいたします。

○関山代表執行役

ありがとうございます。

最初の質問なのですけれども、私たちの開発のフェーズでいいますと、今、R&Dのフェーズから、本当の収益が生み出されるようなフェーズにちょうど入っていくようなタイミングでして、ようやく材料としてのコストパフォーマンスみたいなどころとか、実際に採用したいとおっしゃってくださるような方々が現れて、大型の契約を結んでいます。

そういったタイミングであつたので、ある意味こういった調達ができただのですけれども、これよりもさらにアーリーなタイミングですと、ちょっと難しかったと思います。なので、そういったタイミングでは、どうしてもエクイティーで調達することになってしまうと思います。

今回、ある意味画期的だったポイントというのは、そうとはいうものの、これから生産規模を拡大していくフェーズになったときに、大きな生産設備の投資をしなければいけない。こういったタイミングで借入れができればいいのですけれども、実際にはできないのです。幾らいい知財があつても、不動産のような有形固定資産を担保に入れないと、借入での調達はできず、調達額もその担保の価値に依拠してしまう為、今回、我々は借入れだけで十分な資金を調達し得ないという状況だったので、そうなると、従来の手法であればエクイティーの調達しかないわけですが、希薄化してしまうという懸念もある。その中で新たな選択肢ということで、今回、こういったスキームができて、活用ができたことは非常によかったと考えているところです。

あと、評価なのですけれども、知財の評価は非常に難しく、例えば特許が一個あつた

ときに、これで幾らなのかというのは、正直評価できないのです。買手が幾らですと行って、買ってくれる人がいれば値段はつきますけれども、正直それがない場合に、これは幾らの価値があるであろうと正当な算定するのは、極めて難しい。

今回の評価というのは、基本的に知財の評価はもちろんあるのですが、結局、知財をはじめとする事業資産を一つのパッケージとして捉えて、パッケージから生み出されるキャッシュフローはどのくらい生み出されるのか。その合理性・蓋然性がしっかりと説明できるだろうという、合理性（蓋然性）が担保されているところをいかに説明できるかが非常に重要でして、その裏づけになるいろんな契約とか、当然全部お話しして、例えばこういうところとこういう交渉が進んでいて、こういう契約を既に結んでいるとか、その辺りがある初めてパッケージとして知財の価値を認めていただけることになりますので、この特許で将来のキャッシュフローがどれくらい生み出されるのかというのは、結局、そういった計画がないと、当然説明はできませんので、しっかりとしたパッケージとして考えて、ビジネスにどうつながるのかを説明できて、初めて知財の価値として評価をしていただけるということだと思います。

標準化は正直難しいと思います。なので、当然技術的な裏づけというか、しっかりそういった技術が本当にできるのかであったりとか、そういったところの調査はもちろん必要なのですが、一番重要と言ってもいいのは、それをパッケージとしてどうやってビジネスにつなげていくかというところの蓋然性なので、そこをしっかりと説明できるかという部分に大きく寄与するのが標準化という感じなのかと思います。どちらかというところ、事業のデューデリジェンスという感じになります。

○宮島委員

ありがとうございます。

そうすると、やはり難しいので、みんなで評価をする力を磨いていく、世の中が磨いていくしかないと思うので、2個目の質問と重なりますが、いろんな評価会社が出てきて、それぞれがいろんな評価をして、最初はばらつきがあるだろうけれども、お互いに技を磨いていくみたいな形になると思われまます。つまり形や書式などを整えるのは、政府でも、実際にその目利きの部分というのは、そういった民間の評価会社の競争などによって磨いていくような形だと思われまますか。

○関山代表執行役 そうだと思います。

○宮島委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員と山本委員のお二方の手が挙がっています。

○久貝委員

どうもありがとうございます。また、関山さん、今日は貴重な御説明をありがとうございました。

ベンチャーとか、スタートアップの企業にとっては、唯一の武器といいますか、成長の

資源というのはその技術であり、特許であると思いますので、それを使ってどうやってお金を調達するかというのは、多くの場合、問題になっております。そういう意味で、今回のお話は、他の悪戦苦闘されているスタートアップの方にとって、大きな励みになるというお話だったと思って、大変ありがたいと思いました。

ただ、250億の調達のところでのお話を、座長からもクラリファイしていただいたりしておりますけれども、よく分からないところがあります。というのは、日本の資本市場構造全体のことで、スタートアップにとっては資金調達が難しいという声もよく聞いております。そういう点で事業価値証券化のメソッドというのは、もう少し詳細を御紹介いただくとありがたいです。これは日本で調達されたのでしょうか。それとも海外でなされたのかということです。

○関山代表執行役 国内です。

○久貝委員 日本では非常に資本市場でスタートアップのエクイティの調達は難しいものですから、最近、そういうものが変わっていたのかどうかという辺りを聞きたいです。

特に最後のほうで、大手のメーカーの技術者のOBの方がこのプロジェクトに御協力されたということだったと思います。そういうことと資金調達がどのぐらい効果があったのかも、教えていただければありがたいということです。

あと、特許庁の御説明もありがとうございました。特許庁のお話で知財金融の実証事業をおやりになったが、地域の金融機関にとっては、事業性評価といっても、知財を組み込んだ評価は難しいと、というのが御担当の方のお話だったと思います。

確かに私どもでも地銀のトップの方が会議所のメンバーになっておられたりして、知財という話はお話をなされたことはないというのが今の状況だと思います。そういう意味で、前回は申し上げましたけれども、もしこういう知財によって資金調達を銀行からしやすいようにする環境整備ということであれば、国策ということで政府系の金融機関に一定の役割を担ってもらうのも一案です。政策投資銀行とか、あるいは中小企業であれば、商工中金とか、その辺りのリード役といいますか、そこでいろんなモデルとなる知財金融の事例をつくっていただくことが重要ではないかと思います。

もう一つは、先ほど竹中先生から御紹介があったように、アメリカとか、あるいは中国でのご紹介がありましたけれども、海外の金融においては、知財は非常にうまく活用しているといえますか、そういう面がありますので、知財担保融資も日本では残高累計で200億円か、そこらだと思っておりますけれども、中国だと軽く1兆は超えているという話もあります。どうしてそんなに差が出てくるのかという観点から、ぜひとも国際的な分析を今後に取り込んで、比較分析をぜひお願いしたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

関山さんの話に関しては、皆さん、非常に御関心があって、どういう金融機関で、どういう情報を出したら、どういう形でこれが実現するのかというのは、出せる範囲もあると

思いますけれども、報道以上のことで御提供できるものがあれば、後ほど事務局から御相談させていただくということによろしいですか。

○関山代表執行役 今回の記事で詳しく書いていただいているのですけれども、ポイントとしては、クレジット投資家の方々にタップできるようになったというのは大きかったと思います。基本的にエクイティーでの投資をする方々は、クレジット投資家と別の投資家ですので、今まで全くアクセスできていなかったようなところに、ある意味アクセスできるようになりました。

今の時世というか、タイミングもお金が余っているタイミングかつSGに投資をしていこうという流れが一気に加速しているようなタイミングで、そういうことも我々にとっては追い風になったのは間違いないと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本貴史委員、どうぞ。

○山本（貴）委員

関山さん、ありがとうございます。すばらしいプレゼンで、私は、1回お伺いしてみたいと思っていたので、とてもよかったです。

スパイバーさんの話にも関係するのですが、知財の価値評価という話でいうと、猫に小判とか、豚に真珠ということわざがありますけれども、本当に誰がその知財を持っていて、どう活かすのか。どういうビジネスをするのかという、よくこの議論をするときに、この特許は幾らという価値評価ができるような感覚を持たれる方が多いのですが、誰が持っているかでも価値は違ってきます。豚が真珠を持っていても、価値は本人も感じていないし、活かさないわけです。

結局、どういう知財をどういうビジネスにつなげられるのかということがプレゼンできるかどうか、その事業のプランと価値と事業を守るための知財の位置づけ、そういうプレゼンができるかどうかということが非常に重要なのですが、知財そのものの価値評価という方向に行きがちなので、そこを考慮してほしい。

スパイバーさんのプレゼンを聞かれた方は、これだったら投資をしてもいいと思います。どう活かすか、どこに価値があるのかということを知りたいし、どういう事業を考えてもらえるのかというのが分かります。

例えば東大発ベンチャーでも、トレイグジスタンス、アバターと呼ばれる人が動いたとおりにロボットが遠隔で動く。私が動いたとおりにアフリカにいるロボットが動くみたいな技術があったりするわけですが、ここはエアバスが最大の株主になっているわけなんです。なので、ここは資金集めをVCに通じてやっているのですが、どういう技術をどういう事業で使おうかということが分かっているので、エアバスも投資します。

あとは、ボストンにベダンタバイオサイエンスという会社で、腸内フローラの東大発ベンチャーですが、ボストンにつくっているのですが、ジョンソン・エンド・ジョンソンなどがサブライセンスを受けて、フェーズ1まで行っています。日本中の製薬会社が要

らない、興味がないと言った技術ですが、ボストンのVCは、会社をつくったほうが面白いのではないかと思うということで、そこで必ず知財だけで見つけてくれるのではなくて、この知財を使ってどういうビジネス、どういう事業をやるかという部分が非常に肝なので、ここを配慮するような、これからフォーマットなどをつくられるのであれば、そういうことを考えていただきたいという話です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、山田委員が手を挙げられているのでしょうか。

○山田委員 よろしく申し上げます。

関山さん、大変興味深い御発表をありがとうございました。

私は、今日、仙台から参加しておりますので、地域活性化という観点でも、大変大きな成果だと思います。今後ともよろしく申し上げます。

○関山代表執行役 よろしくお願ひいたします。

○山田委員 特許庁のビジネス評価書についてですけれども、皆様から同様の話が何回かあったのですが、いただいた資料の8ページの知財金融事業で抽出された主な課題というのは、私はそのとおりだと思って拝見していました。

4ページで提示されているスキームでの一番のポイントは、提携調査会社が評価書を作成する点だと思っています。表に見える特許などの知財以外のノウハウとか、技術、それが将来にどのような市場につながるのか。企業サイドもどこまで技術をオープンにできるか言うところが問題だと思っています。

先ほどお話があった会社全体、事業全体をパッケージとして企業が出す。それが自分で出せるのか、または中小企業の場合は、それを調査会社の方が踏み込んで作成支援ができるのかというところも重要なのではないかと感じました。

一方で、幅広い視点で企業を分析して、企業自身も分からない弱みとか、強みを提案していただければ、新たな事業につながる可能性はあると思いますので、調査会社の力量が問われるところで、皆様、おっしゃっていますけれども、人材育成は今後も必要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、前半はこれで終わりにしまして、後半、標準必須特許をめぐる紛争解決について、資料4になりますけれども、知財事務局より説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○川上参事官 事務局から資料4に基づきまして、標準必須特許をめぐる状況について、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目でございますけれども、これも前々回の構想委員会でお示しした資料の再掲でございますが、改めて標準必須特許、あるいはFRAND宣言とは何かということを整理させ

ていただいております。

標準必須特許というのは、標準規格の実施に不可欠な特許でございます。近年、あらゆるものが通信技術でつながるIoT時代におきましては、いろいろなものが通信規格に係る特許を利用している状況になってございます。

これにつきましては、標準化団体、あるいは各国の裁判例を通じまして、標準必須特許をめぐる課題の解決が図られてきたところに特徴がございます。

その課題解決のやり方の一番典型的なものがFRAND宣言という仕組みになります。これは標準必須特許の権利者が標準化団体に対しまして、標準必須特許をFRAND、すなわち、公平・合理的・非差別的にライセンスすることを宣言する、こういうルールを標準化団体、あるいは各国の裁判例を通じて整備してきました。これによりまして、特許と標準のバランスが図られてきました。こういった経緯があることを御紹介させていただいております。

2ページ目でございますけれども、第2回の構想委員会における委員の方々からの主な発言をピックアップさせていただいております。

一番上の部分でございますけれども、標準必須特許は、実施者が大多数になって、権利者が少数という現実があって、アクセス中心に考えられがちということで、標準必須特許の権利者に十分な投資を勧奨しないと、欧米、中国との差がついてしまうことを懸念する、こういった御意見です。

二つ目は、日本が国際標準を取ったとしても、日本の特許にメリットがないということになりますと、市場を失うような例もあるといった御意見です。

三つ目です。ドイツの裁判の例ということで、既にLicense to allか、Access for allかについての答えが間接的に出ていて、決着済みではないかといった御指摘です。License to allとか、Access for allの中身については、後ほど特許庁さんから手引の説明の中で、言及があらうかと思えます。

標準必須特許に関しては、例えばスマート農業のように、幅広い分野に関わってくるもので、どのような分野にとって、こういったフレームワークによって解決を図るべきか、それは業種によって異なってくるのではないかと。こういった御意見がございました。

3ページ目です。標準必須特許の議論におきましては、ホールドアップを強調する見方と、ホールドアウトを強調する見方、両面あるということの御紹介でございます。

実施者側の主張の中では、左側のホールドアップが強調されることが多いということでございます。例えば重要な社会インフラ、あるいはサービスを提供する事業におきまして、標準必須特許が使用されているケースにおいて、そういった事業が差止めの脅威に直面する問題があります。言わば権利者が差止めをちらつかせながら、実施者に脅しをかけるという、そういう意味でホールドアップが強調される面がございます。

他方で、右側、権利者の主張といたしましては、むしろ実施者はライセンス交渉の申込みを受けているにもかかわらず、どうせ差止めは認められないだろうということで、誠実に対応しようとしないう、言わば実施者側が逃げ回っているような、ホールドアウトという

問題を権利者側は強調する。こういう両面の見方があるということの御紹介でございます。

4 ページ目でございますけれども、標準必須特許をめぐる主な論点ということで、整理をさせていただいております。標準必須特許については、先ほど触れましたFRAND、公平・合理的・非差別的なライセンスというのは、何をもって判断されるのか、この解釈をめぐる議論がございます。これを裏からいいますと、実施者側としては、どう交渉すれば、誠実な交渉態度ということで、差止めを回避できるのか。こういったところが論点になるということでございます。

大きく三つの論点に整理をさせていただいておりますけれども、一つ目としては、誠実な交渉プロセスというのは、どういったものなのか。

それから、ライセンス交渉の主体。これはサプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきかといった論点。

それから、ロイヤルティーの算定方法。合理的なロイヤルティーとは、どのように決定されるのか。あるいは非差別的なロイヤルティーというのは、どういったものなのか。こういった論点がございます。

この点につきましても、後ほど特許庁さんの手引の説明の中で、もう少し詳しく御説明があらうかと思っております。

最後5 ページ目のところでございますけれども、これも前々回の構想委員会においてお示しをさせていただいた検討課題について、改めて再掲をさせていただいております。

問題意識といたしましては、近年、IoT技術の浸透に伴いまして、標準必須特許の紛争リスクが高まっている。こういう中で、紛争解決のルール形成に向けて、諸外国の行政当局ですとか、裁判所が取り組んでいるわけでございますけれども、日本としても、標準必須特許をめぐる紛争解決における予見可能性ですとか、透明性を高める方策について検討し、ルール形成に関与していくべきではないか、こういう問題意識をお示しさせていただいております。

検討課題といたしましては、二つ整理をさせていただいております。一つ目は、標準と知財を活用した効果的な戦略の在り方についての検証でございます。

二つ目といたしましては、標準必須特許をめぐる紛争解決の在り方について、例えばどのようなフレームワークや手法によって解決を図るべきか、こういった点について御検討いただければと考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、資料5 について、特許庁の小松企画調査課長から御説明いただければと思っております。

○小松企画調査課長

今、事務局からも説明があったとおり、先ほどの事務局のスライド4 の三つの論点について、具体的な内容を御紹介したいと思います。

まずイントロなのですけれども、これも、今、事務局から説明があったとおりで、急速に浸透するIoTと標準必須特許の増加ということで、活用範囲は左の図に示されているとおり、自動車とか、産業用ロボットとか、このようなものに広がっていき、特許権の数自体もLTEと5Gで比べると、これぐらいの差が出ている状況になっています。

これまでは左側にあるとおりで、IT業界同士の紛争ということで、通信業界と通信業界でした。この場合、解決方法なのですけれども、例えばクロスライセンスすることができるとか、同じ業界なので、ライセンス料率について相場観がそろっているとか、あるいはその特許自体が本当に標準に必須なのかどうかという判断も、当事者として容易に評価できていた。

それに対して、IoTの時代では異業種が入ってくるので、他業界と書いているところですが、クロスライセンスということがそもそも枠組みとして困難である、あるいはライセンス料率の相場観も異なっている。それから、必須性の判断も困難であるという問題があります。

現に標準必須特許をめぐるっては、世界でここに挙げているような紛争が起こっています。黒字で書いているのが同業種間、異業種間の紛争をオレンジで書いています。ドイツではNokia対Daimlerであるとか、Sharp対Daimler、アメリカではContinental Automotive対Avanciというような事件が、今、起こっています。

その中身なのですけれども、2020年以降、特にドイツで権利者側である通信業界側に有利な判決が続いています。8月にNokiaの差止めが認められ、9月にSharpの差止めが認められました。

関連する事件が、欧州司法裁判所に、今、質問が付託されている状態になっていて、結論が得られるまでには相応の時間がかかるだろうと言われていているところです。

このような状況を背景として、特許庁で行っている取組を二つここに挙げています。一つは、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引、もう一つが標準必須性に係る判断のための判定というものです。

手引には、先ほど事務局から挙げられた論点について、どのような考え方を取るべきかということをもとめているので、まず誠実な交渉プロセスについて御紹介します。

左側にあるとおり、特許権者と実施権者の間ではライセンス交渉の申込みの後、ライセンスを受ける意思の表明が行われ、FRAND条件についての交渉が進んでいく。うまくいかない場合には、そこで裁判あるいはADRに進むという流れになります。

SEP権利者側の主張は、実施者が理由を説明しないまま交渉に応じないなど、交渉を遅延させているなどになります。

右下にあるとおり、実施者の主張として、特許権者が特許と標準の対応関係についての資料を提示しないため、交渉に応じられないということが現に起こっています。

ライセンス交渉の主体というのも非常に大きな論点になっていて、これがAccess for allかLicense to allかという論点になるのですけれども、左の絵を御覧いただければ、サブ

ライヤー2から部品がサプライヤー1に納入され、加工された部品が最終製品メーカーに納入されるという流れがある中では、SEPの権利者というのは、これが標準必須特許でなければ、誰と特許権のライセンス交渉をしてもいいというのが原則です。

SEPの場合においては、サプライヤー側に交渉相手を選ぶ権限があるのではないかとというのが最終製品メーカー側の主張になります。この場合、部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合、特許権者が交渉を拒むとFRAND義務に反するという主張になります。

SEP権利者側は、特許権者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、最終製品メーカーが部品メーカーと交渉してくれと言って、交渉に応じないという場面があるのですけれども、それは不適切だろうということで対立しているところです。

ロイヤルティーの算定方法は、何が合理的なロイヤルティーなのかということ部品の価格をベースに考えるのか。これをSSPPUと言います。実施者側はここを主張しているのですけれども、最終製品ベースとして、市場価値全体から算出するべきだというのがSEP権者側の主張で、ここも鋭い対立があります。

これから論点として出てくるであろうと言われているのは、非差別的なロイヤルティーとは何かということで、同一の標準技術を同じ用途で使う場合、同業種のA社とB社にライセンスする場合ですが、このときA社とB社でライセンス料が異なるのは差別的だということで、世界的に争いはないのですけれども、同じ技術を異なる用途に使う場合、ライセンス料率や額をどう考えるかという点が、これから論点になると言われています。

SEP権利者側は、同一の技術であっても、最終製品における技術の使われ方が異なれば、額は異なるべきである。実施者側は、同じものを使っているのであれば、同一のライセンス料や額が適用されるべきという主張をしています。

以上がSEPに係る論点の詳細です。

特許庁では、もう一つ、標準必須性に係る判断のための判定という行政サービスを2018年から行っています。ある特許発明が規格の中に属するか否かというところを判断するものです。

特許庁からは以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、資料6については、総務省の近藤通信規格課長より御説明いただければと思います。

○近藤通信規格課長

総務省国際戦略局通信規格課長の近藤でございます。本日は、よろしく願いいたします。

資料6を御覧ください。「Beyond 5G分野における標準化の取組について」御説明させていただきます。

スライドの2になりますけれども、まずBeyond 5G推進戦略について、御紹介させていた

できます。こちらには、自動車電話から始まり、5Gに至る移動通信の歴史をまとめております。昨年、日本でも5Gが開始されたところがございますけれども、約10年ごとに新しい世代のシステムが登場している状況でございます。

このように世代を重ねていく中で、移動通信システムは通信基盤から生活基盤へと進化してきております。

そうした中、10年後の実現が想定される次の世代のシステムとしてのBeyond 5G、あるいは6Gについて、我が国の国際競争力を強化すべく、今からしっかりと研究開発を進め、その成果が市場獲得につながるように、戦略的に知財の取得ですとか、国際標準化を進めていくことが非常に重要となります。

次のスライドを御覧ください。こうした状況を踏まえまして、総務省では、Beyond 5Gの導入時に見込まれるニーズですとか、技術進歩を踏まえた取組を戦略的に推進することを目的としまして、昨年1月からBeyond 5G推進戦略懇談会、座長は東大の五神先生にお務めいただきまして、これを開催し、Beyond 5Gの導入が見込まれる2030年代の社会において、通信インフラに期待される事項ですとか、それを実現するための政策の方向性について検討を行いまして、昨年6月にBeyond 5G推進戦略を公表いたしました。

4ページを御覧ください。2030年に期待される社会像としまして、現実社会であるフィジカル空間とサイバー空間との間での情報のやり取りが飛躍的に増大し、サイバー空間とフィジカル空間の一体化が進展していく中で、誰もが活躍でき、便利で持続的に成長し、安心・安全が確保された強靱で活力のある社会が描かれております。

5ページ目にBeyond 5Gの機能イメージを示しています。超高速、超低遅延、超多数同時接続といった5Gの特徴的な機能をさらに高度化する。そして、新たな価値の創造に資する機能としまして、超消費電力、超安全・信頼性といったものが挙げられております。

この中で緑の文字で示しているのが、我が国が強みを持っていたり、積極的に取り組んでいる分野の例でございまして、テラヘルツ波という非常に高い周波数帯ですとか、オール光ネットワーク、センシング、量子暗号、完全仮想化といった分野がございます。

6ページにありますように、研究開発、知財・標準化、展開、の三つの戦略を打ち出しております。

7ページをお願いいたします。私が見ている画面では、ページは送れていないのですが、皆様、大丈夫でしょうか。7ページに具体的な施策の記載がございます。

特に知財・標準化戦略につきましては、オール光化、オープン化、仮想化、セキュリティといった分野を重要視しつつ、戦略的な知財化・標準化の見極めとオープン化・デファクト化の推進、海外の戦略的パートナーとの連携体制の構築、後ほど御説明させていただきます、Beyond 5Gの知財・標準化を戦略的に進めるための拠点の構築の活用が柱となっております。

すみません、音声が届いておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

スライド9を御覧ください。Beyond 5G推進戦略を強力かつ積極的に推進することを目的

としまして、昨年12月に産学官によるBeyond 5G推進コンソーシアムが設立されております。後ほど御説明させていただくBeyond 5G新経営戦略センターとも密に連携しつつ、5G白書の作成、取組の国際的な発信を行っていくこととされております。

次に研究開発事業について、簡単に御説明いたします。11ページを御覧ください。総務省ではBeyond 5Gに必要な最先端の要素技術の研究開発を支援するために、国立研究開発法人情報通信研究機構に公募型研究開発のための基金を創設するということと、また、テストベッドなどの共用施設・設備を整備しまして、官民の知恵を結集したBeyond 5Gの研究開発を促進することとしております。

このための予算としまして、令和2年度第3次補正予算により、約500億円の補助金が措置されております。

13ページには、冒頭で御紹介をしまして、Beyond 5Gの機能を実現するための要素技術の研究開発テーマの例を示しております。

14ページをお願いいたします。こちらにございますように、国際共同研究やベンチャーによるイノベーション型の研究開発を支援するというプログラムも取り入れつつ、準備が整った課題から公募を進めていくこととしております。

ここからは、Beyond 5Gの実現に向けて、知財の取得や国際標準化を戦略的に進めていくための拠点である、Beyond 5G新経営戦略センターの取組について御説明いたします。

16ページを御覧ください。グローバルに見た5G関連知財・標準化の状況ですけれども、昨年6月に公表されたサイバー創研の調査結果によりますと、5Gの標準必須特許の保有状況としまして、Samsung、Qualcomm、Huawei、ZTE、Nokia、NTTドコモといったところが約10%前後で拮抗している状況でございます。

また、3GPPという移動通信システムの規格策定を行う標準化団体に提出された寄与文書、約20万件ございますけれども、これを見ますと、上位4社、Huawei、Ericsson、Nokia、Qualcommといったところが全体の50%強を占める状況となっております。Beyond 5Gに向けて、日本としてこうした活動を強化していくことが必要となっております。

こうした状況も受けまして、昨年12月に設立をしまして、Beyond 5G新経営戦略センターについて、17ページで御説明をいたします。

17ページをお願いいたします。本センターにつきましては、昨年8月、情報通信審議会の中間答申として、新たな情報通信技術戦略の在り方、また、昨年6月に公表されました、Beyond 5G推進戦略を踏まえまして、産学官の主要プレーヤーが結集し、知財の取得や標準化活動を戦略的に進めるための拠点として設立いたしました。

センターの名称につきましては、当初は、Beyond 5G知財・標準化戦略センターという名称かと考えていたのですが、共同センター長を務めていただいている東大の柳川範之先生、森川博之先生と御相談をしている中で、経営者の方々に知財取得ですとか、標準化活動を経営戦略の中核として、改めて位置づけていただくというメッセージを明確に発信するために、名称につきましても、Beyond 5G新経営戦略センターとすることとなりました。

た。

センターの設立は、昨年12月18日で、現時点で125者の方々に登録いただいております。

左下のセンターの体制がございませけれども、副センター長としまして、京都大学の原田博司先生、事務局は情報通信研究機構が務めております。

活動を進めるに際しましては、Beyond 5G推進コンソーシアムをはじめ、内閣府知財事務局、経産省をはじめとする関係省庁などとも密に連携することとしております。

右側にセンターにおける当面の主な活動を示しております。重点的に取り組むべき技術分野における知財・標準化取組方針の検討といったことを始めまして、ワークショップの開催、知財訴訟に係る判例の分析ですとか、各種動向調査、標準化や知財の専門家データベースの構築、また、専門家の派遣、産学官や外国とのパートナーシップの形成の促進といったことを行うこととしております。

知財・標準化の活動に携わる方々の声を聞いておりますと、社内でその活動が評価されないといったお話が多々ございまして、この辺りも経営層に働きかけていけるよいと考えております。

最後に直近の取組としまして、19ページを御覧ください。

1点目としまして、2月5日から3月4日にかけて、センターで実施する支援内容ですとか、活動についての提案公募を実施しております。

大きく3点ございまして、一つ目は、知財・標準化を駆使した戦略的な事業推進に資する支援内容についての御提案です。

二つ目は、センターで開催が期待されるようなイベントですとか、会員に提供すべき情報などについての御提案。

3番目は、企業などが研究開発の成果として、技術を事業に結びつけるための知財・標準化活動を推進するに当たって、課題となっている現行制度ですとか、ガイドラインなどがございましたら、そういったものに対する要望を聞いております。

吸い上げたニーズに基づきまして、来年度から具体的な支援を開始することとしております。

2点目、直近の活動としまして、センターでは、Beyond 5G時代に向けた新ビジネス戦略セミナーをシリーズ化して開催することとしておりまして、第1回を3月11日に開催することになりました。ここでは3Gから5Gの取組の歴史をまず振り返り、そこから得られた知見をBeyond 5Gに対してどのように生かしていくか、議論していくこととしております。

これからセンターの活動が本格化していくこととなりますけれども、知財事務局をはじめ、関係省庁と密に連携しまして、オールジャパンでBeyond 5Gに向けた知財・標準化活動の強化に取り組んでいきたいと考えております。

御説明は以上となります。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、これから意見交換の時間とさせていただきます。先ほどと同じように、御発

言の方はお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。竹中先生、どうぞ。

○竹中委員

先ほどLicense to allかどうかについて、引用されていたのですけれども、それは私の第1回委員会の発言でして、訂正しておきたいと思います。あの発言は、ミュンヘン地裁の裁判官のセミナーに参加した後だったので、あのよう発言しました。その後、ほかの裁判所の判例等を調査してみると、License to allかどうかというのは、標準設定機関の知財ポリシーの文言にも左右されますし、また、その解釈も一定していないというのが本当のところだと思います。

ただ、特許庁が今後手引を改訂する際には、Industry4.0やIoTにおける標準特許の価値を考えてほしいと思います。今、総務省の近藤様から御紹介がありましたように、今後IoTが進めば、インターネットへの接続の価値というのは、単に接続を提供するICチップの販売利益というより、最終製品の販売利益及び販売後に提供するサービスによってもたらされる利益に反映されるようになってくると思います。

ミュンヘン地裁もNokia対Daimler事件で指摘しておりますけれども、自動車メーカーは、今後、自動車の販売による利益よりも、自動運転とインターネット接続を通して、販売後のサービスの利益のほうが多くなる可能性がございます。

EUコミッションの専門家は、このようなIndustry4.0におけるビジネスモデルの変化を考慮した上で、経済分析などを行い、多方面から標準特許の価値評価やライセンス徴収方法について、様々な提案をしております。

特許庁のSEPライセンス交渉の手引は公表されてから3年近くたっておりますので、今後、政策形成を行う際には、EUと協力して、また、EU Commissionの専門家委員会が作成したレポートを参考に手引を改正していただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

2点申し上げたいと思います。

まず標準必須特許の関係ですけれども、これについて、特にIoTの時代の中で、SEP権利者とそれを実施する側、SEP権利者は主として、情報通信産業だと思いますし、実施者側というのは、例えば自動運転における自動車会社が一つの例になると思いますけれども、そういう中でいろんな意見が対立している状況を御紹介いただきました。

両者それぞれそれなりの立場があるのは、よく分かるのですけれども、他方におきまして、特許庁のお話だと、通信と自動車の紛争が表面化して、裁判が世界のいろんなところが起きているということです。日本の場合も、どこに対立の構造、論点があるかということをお紹介いただきましたけれども、日本ではこのような対立の解決のための最終製品メーカーとSEP権利者の間の交渉がないという状況だと理解しています。このままでいきます

と、結局裁判になって、時間をかけてそこで決着することになっていくと思います。ほかの国の例を見ますと、そうなるということですがけれども、裁判による、司法による決着が最も適切だという御判断なのかどうかということをお伺いできればと思います。

それからもう一点の、Beyond 5Gについて、総務省の御説明大変ありがとうございました。ぜひともBeyond 5Gについて、5Gやそれ以前のようにならないように、日本の通信技術が国際標準になる努力をなさるということで、大変期待しております。

ただ、一つありますのは、そのときのメンバーを考えますと、最初のところにありましたけれども、例えば5Gの技術を持っているのはどこかということ、Huaweiであり、Ericsson、Nokiaであり、あるいはアメリカの会社だということ、こういう会社はいずれも国際展開をしているということで、国際的な標準のコミュニティーをつくっていると思いますが、他方、これはしようがないのかもしれませんが、日本の場合を見ると、5G関係機材の世界におけるシェアの小ささもさることながら、国際性があるのかどうか、国際コミュニティーの中で参加できるようなメンバーにそもそもなっていってやるのかということについて、若干の懸念を持ちます。そういうことで、海外との協力とか、提携に期待したいと思います。

私も以前ある企業にいましたが、そのときは1990年代でしたけれども、携帯の標準あるいはデファクトの標準をどうするか、たしかCDMAだったか、GSMだったか覚えていませんが、そういう国際標準の議論の中に日本企業はどんどん参加されておりましたけれども、それが続かなかったということ、そういう標準はずっと国内の通信会社の基準でないものが採用されていったということがありますので、国際性を持った取組、組織、体制をつくっていただきたいということです。

もう一つ、この関係でいうと、Beyond 5Gの国際標準を日本が取りにいくときに、それによって日本が何を得られるのか、国益は何かということについても明確にしていきたい、考えていっていただければと思います。

なぜそういうことを申し上げているのかといいますと、放送の分野では、かつて日本の地デジを世界に広めるというのをやっておられたと思うのですが、地デジは日本の素晴らしい技術ですので、政府としてこれを世界に普及させようという努力をなさったと思います。私の記憶では、ブラジルに働きかけたときに、ブラジルで日本の地デジを採用するときの条件に、日本のテレビの特許をライセンスフリーにしろという話になって、それを政治決着でのだ。そのことによって、日本の地デジはブラジルで使われるようになったのですが、日本のテレビはブラジルの市場から全くなくなってしまったのです。どこのテレビが入ってきたかということ、韓国のSamsungとLGが入ってきた。SamsungとLGは日本の特許技術を使っていたわけですが、そのライセンス料を払わなくてよくなったため、韓国の方でテレビが競争力で優位に立った、日韓間の競争に影響が出たということがございます。

もちろん日本の地デジの世界への普及は大事だったかもしれませんが、そのときに日本

のエレクトロニクス産業が失ったもの、ブラジルのテレビ市場はそれ以後日本のシェアはゼロになっております。そういうことも併せて今度のBeyond 5Gの標準に取り組むときに、そういう意味で国益は何かということも、全体のことを考えながら進めていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最初の裁判による解決が望ましいのかというのは、事務局に対する御質問でよろしいですか。

○久貝委員 政府と司法裁判所があるわけですがけれども、政府はどう考えておられるのか。どのようにしてプロセスを考え、結論を得るのがいいのかということです。司法に任せるのか。その場合には非常に時間がかかることもあると思いますし、あるいは海外でいろんな結論が先に出てしまって、それを日本が追認するだけ、ということになるかもしれない。そういうことも含めて、気になりました。答えにくければ、別に答えていただかなくて結構です。

○渡部座長 一番最後にもしコメントがあればということで、続けて、瀬尾委員、山本正巳委員、林委員の順番でお願いします。瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 全体的なことに対するの意見になるのですがけれども、今の総務省さんの最後の資料の4ページ、2030年代に期待される社会像というのは、極めて重要な大きな目的になっていると思います。こちらをきちんと見据えて、現時点から進んでいくと、そのツールとしての6G、5Gの活用は大変重要だし、これからのキーになっていくと思うのですが、こういうものはどうしてもイメージが優先してくる。非常に重要なものだけれども、そうすると、具体的なステップの中で、だんだん矮小化していったって、一般の人に分からなくなっていくところがあると思います。なので、モデル都市ではないですがけれども、例えばトヨタさんがつくろうとしているようなモデル都市とか、同じようなこんな都市があるということを目に見える形でモデルルーム化して、日本がそれをきちんと実現していくというステップを世界に見せつけていくことが必要だと感じました。

そして、こういうビジョンをきちんと持っているのだとすると、先ほどのような世界でのイニシアチブを取るという目標がないと、単純にみんなこれを考えているのですがけれども、基本的に誰が取るかということなので、いかにこれを目標にしながら、日本がイニシアチブを取るかというロードマップとか、戦略をより緻密に立てて、目的は大きいけれども、現実のあしたは矮小化してしまうようなことではなくて、きちんと積み上げていくことが必要だと感じています。

話が戻ってしまって、先ほどの証券化の話もあるのですがけれども、結局お金があつたり、単純にアメリカとか、中国とか、そういうところに種をまいて芽が出て、刈り取っていかれてしまったらどうしようもないわけです。だから、世界的な競合の中でいかに大きなビジョンを持ちつつ、その中でイニシアチブを取るかということをしないと、一生懸命

やっても、日本の利益にならないようなことになってしまっただけでは意味がないと思いますので、私は日本がどうやって勝つかという戦略を、多少のことでも知財の戦略本部は出していくべきではないかと思います。

いい子過ぎてしまうのではなくて、どうやってアメリカを倒すか、どうやって中国を倒すか、でも、協調しないと何もできないという協調と競合という二つの観点をもっと強く出していくべきではないかと、これまでのプレゼンで感じました。ただ、スライド4の期待される社会像が前面に出てきていることは、私は大変素晴らしいことだと思っております。意見でした。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本正巳委員、お願いいたします。

○山本（正）委員

発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

標準必須特許の件でございますけれども、説明の中の色んなところにグローバルと出ていたのですが、訴訟の例も見ていただくと分かるように、まさに標準化の闘いはグローバルの闘いなのです。日本の中でどうのこうのというよりも、全てがグローバルなので、これは特許庁も含めた政府間、あるいはWTOとか、世界の貿易機構とか、そういうものを巻き込んだ活動にしていかなないと、最終的にはまとまらないのではないかという気がしていて、特許庁を中心とした日本政府が主導権を持つのは非常に難しいかもしれないのですけれども、世界ルールをつくるぐらいの意気込みでやっていかないと、標準化必須特許というのはまとまっていかなのではないかと思えますし、こういうところに生き残りをかけていかないと駄目だと思います。

新しい特許も重要ですし、5Gもそうですけれども、過去の特許の継続の中に5Gの新しい特許もプラスアルファされますので、過去の特許も含めた標準化が重要になってくるのではないかと思いますので、そういう概念でグローバルな闘いの中でどうするかということを考えていただきたいと思います。これは標準化の話です。

あと、Beyond 5Gの件は、珍しくと言ったら怒られますけれども、総務省が国を挙げてやることに対して非常に期待を持っていますが、若干心配なことは、久貝さんも言っていたように、日本が生き残るところはどこなのかということなのです。Beyond 5Gで全てを日本製、あるいは日本の特許で賄うというのは、当然無理だと皆さん分かっているのですけれども、Beyond 5Gのどのジャンルで日本らしい特許をベースにしたノウハウをつくるのかということを確認していかなければいけない。逆に言うと、これだけは世界の中で日本が闘えるというジャンルを持っていかないと、世界のほかの国と交渉にもならない。したがって、Beyond 5Gを全体的にやるというよりも、このジャンルは絶対に日本は負けない、そういうジャンルをどうやって見つけていくかということ、ぜひこの中で検討していただきたいと思います。これは意見です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

この後、林委員、杉村委員、その後、総務省さんから御発言ということですので、まず林委員、お願いします。

○林委員

ありがとうございます。

資料6のBeyond 5Gの件についてでございます。経営を観点に置かれているということで、ある意味これまでの失敗を踏まえて、今後は戦略的に取り組むという宣言ではないかと期待しております。

余談ですが、特許庁の御発表のときにも、総務省の御発表のときも、画面共有とか、音声などが乱れたりして、これは一度ではないので、霞が関の省庁の通信インフラは大丈夫なのかと心配になりました。コロナ禍で自宅でリモートワークするにしても、家庭を含めた通信インフラの全国的な整備ということも、ぜひ総務省にはお取組いただきたいと思っております。

2点目、標準化なのですが、久貝様からの事務局への質問の点は、私もまさに答えをお聞きしたいところでございます。

資料5の10ページに、標準必須性に係る判断のための判定を特許庁で2018年4月から開始されておりますけれども、まだ利用された事例はないのではないかと思います。今後ユーザーに引き続き活用を呼びかけるということだと思っております。他方、紛争解決としましては、事務局の資料4の5ページの水色の四角囲みの二つ目に、「こうした紛争解決のルール形成に向け、諸外国の行政当局や裁判所が取り組んでいる中、日本としても」とありますが、日本の裁判所にも実は標準必須特許をめぐる差止訴訟などの提訴は少なくありません。起こっております。

ただ、総務省からも御紹介があったように、残念ながら、現在のライセンス交渉のメインプレイヤーは海外でございますので、この点は先ほど山本委員からもお話がありましたとおり、グローバルな交渉で日本の裁判で判決が出る前に、早い段階で交渉がまとまってしまって、訴えが取り下げられて判決まで至らない。それで日本の裁判所の判断を示す機会がなく、Apple vs Samsung事件判決以来、現在まで来ているというのが実態ではないかと思っております。したがって、日本の裁判所も常に日本の企業、弁護士ら民間プレイヤーと同様に、グローバルな動きを調査、勉強しながら紛争解決のルール形成に向けた活動は続けておりますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

また、特許庁などにおいて、今後ルール形成について考えていくに当たっては、これも山本委員からお話がありましたように、グローバルな関係当局との協調の中で、日本の当局もリーダーシップを持って参画していけるように、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。○渡部座長 ありがとうございます。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 杉村でございます。ありがとうございます。

総務省の近藤様、Beyond 5Gに関しまして、御説明ありがとうございました。多いに期待を申し上げているところでございます。

そして、よく考えますと、2030年まであまりなく、9年ぐらいしかない状況でございます。新しくBeyond 5G新経営戦略センターを構築されたということで、四つの主な活動を御紹介いただきましたがこれらがどのように有機的につながりうまく機能していくのかというところがキーポイントになると考えます。強力に推進していただき、Beyond 5G、6Gの世界においては、日本がリーダーシップを取れるというところに導いていただければと思っております。

あと、特許庁の小松課長、どうもありがとうございました。標準必須特許をめぐる特許庁の取組に対しましては、誠実な交渉プロセス等も含めまして、手引を作成いただいております。この手引きが中小企業にとっては一つの指針になっているとの声も聞いておりますので、必要に応じて見直しをお願いしたいと思います。

標準必須特許に関しましては、特に欧米で、判決が複数出ております。先ほど林先生から御紹介をいただき、判決までにはなかなか至らないというのが日本の現状だと理解できたのですが、そういう状況においても、日本としては標準必須特許をめぐる紛争に対して、どのように解決していくことが妥当なのかということについては、積極的に議論や検討をして、発信していくべきではないかと考えております。

特に、完成品と部品に関しましては、完成品に組み込まれる部品特許の実施許諾契約やその交渉主体、実施料の問題については、契約法上の契約自由の原則が原則になると思っておりますが、この原則に対する制約法理の問題としては、例えばFRAND宣言を伴う標準必須特許の場合、特許権者のND義務違反の成否、FRAND条件の範囲の問題として取り扱うのが相当ではないかと考えております。

もう少しお話しさせていただきますと、部品特許が標準必須特許で、FRAND宣言つきの場合には、部品メーカーの実施許諾申込みに対し、特許権者が完成品メーカーに実施許諾する意向に基づいて拒否することがND義務違反かどうか、そして、ND義務違反の場合に特許権者による完成品メーカーに対する差止め請求、損害賠償請求は、FRAND製品にかかわらず、権利濫用かどうかということも問題になると思っております。また、特許権者が完成品メーカーに要求する実施料がFRAND条件の範囲内かどうか問題になると思っております。

標準必須特許をめぐる紛争では、独禁法の考え方も大きな判断の分岐点になるとも考えております。したがって、例えば、特許庁にてこれらの観点も御考慮いただき、調査研究を早急にグローバルな視点で実施いただき公表いただきたいと思います。御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

予定は45分までになっておりましたが、少し延長させていただきたいと存じます。御発言の方、よろしいですか。

総務省の近藤課長、お願いします。

○近藤通信規格課長

恐れ入ります。先生方からいただいた御助言につきまして、実情について御説明いたします。

久貝先生から、日本は5G、Beyond 5Gに向けて、海外で頑張っていけるのかという御指摘がございまして、コミュニティーに参加できているのか。これは非常にシビアな現状にございます。10年前、20年前に比べまして、民間企業が標準化・知財に割いているリソースが激減しております。20年前ですと、例えば国際会合に10人規模で1社から来られていた方々は、今は1人来るかどうかという状況ですので、この状況を何とか改善したく、私たちもこのセンターでしっかり支援していきたいと思っております。現場からは、もはや標準化活動というのが社内で評価されていないという声を多々聞いております。これについては、しっかり経営陣にも働きかけていきたいと思っておりますけれども、非常に深刻な問題だと受け止めております。

今後、SEPの争いの場を裁判とするのかということについては、私どもはそんなに専門ではございませんので、恐縮ですけれども、海外では車との関係では、御存じかと思いますが、パテントプールの仕組みがございまして、こういったものが日本でもできるのかということは、まだまだ議論の余地があるのではないかと考えております。

瀬尾先生にお話をいただきました、大きな絵を描く中で、具体的にどうなっていくのだろうかというのは、非常に重要な御指摘だと認識しております。私どもは5Gのときにも、ユースケース、実証実験を非常に重視してございまして、見える形で示していくということで、Beyond 5Gにつきましても、資料には書かせていただいたのですが、2025年の万博を一つのモデルケースにして、世界にしっかり示していきたいと考えておりますし、また、Beyond 5Gは5Gの延長にもあるものですので、5Gの高度化の中でどんなユースケースがあるのかということをしっかりやっていきたいと思っております。

また、協調と競合というのはそのとおりで、海外企業と組まないことには、Beyond 5Gの世界ではやっていけないと考えておりますので、この辺りも国際連携というのはしっかりやりたいと思っております。

山本先生から御指摘がございまして、過去の特許、5G、4Gのときにためてきたものをしっかり伸ばしていくということもやっていかなければいけないですし、どこの分野かというのは、非常に重要な御指摘だと存じます。Beyond 5Gは私どもも今までの基地局ですとか、通信ネットワークですとか、そんなものだけではなくて、あらゆるものに使われますので、利用者側といいますのは、一般利用という意味ではなくて、通信サービスを利用するアプリケーションのほうですけれども、こちらをどう活用していくのかということがキーになっております。したがって、今回設立させていただいたセンターでは、利用者も数多く取り込んで、その方々の持つ技術をいかに市場につなげていくかということについても、議論していきたいと考えております。

時間を取って恐縮ですか、以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

委員の方の御発言はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどの質問を含めて、事務局からコメントがございましたら、お願いいたします。

○川上参事官 事務局でございます。

先ほど久貝委員と林委員からSEPをめぐる争いについて、訴訟で解決していくべきかどうかといった点の御質問がございました。

これについては、事務局の資料4の一番最後のページの問題意識として載せさせていただいておりますけれども、今、SEPの訴訟というのが欧州を中心に進んでいて、先ほど林委員から日本でも訴訟案件はあるという御指摘がございましたが、結果的に判決までに至る事例というのは、少なくとも最近は出ていない中で、やはり欧州を中心にルール形成が訴訟の中で進んでいくという、そういう状況において、日本としても何らかのルール形成に関与していくべきではないか、そういう問題意識を強く持っているところでございます。

そういった観点から、我々も検討してきたいと思えますし、構想委員会の場でもそういう観点から、ぜひ御議論をいただければありがたいと考えています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、時間を超過しておりますので、意見交換はここで終わらせていただきたいと思います。

○田中局長 今日はスパイバーの関山様に御議論に御参加いただきまして、大変イメージがつかめました。ありがとうございます。感謝申し上げます。

それから、特許庁、総務省からもプレゼンテーションをいただきました。ありがとうございました。

最初の知財の活用戦略に絡んだ議論でございますけれども、今日、関山さんからお話をお伺いして、これがまさに真正面であったということを改めて確認できました。非常に明るい道を示す、新しい手法が開けているのだと思います。

このやり方を広げていくに当たって、先ほど座長からもお話がありましたけれども、どうやって担保をつけたのかということです。この辺につきまして、教えていただきたい部分もございまして、普遍化するためにどういう整理ができるのかということで、関山さんにもまた御協力いただくこともあろうかと思えますので、引き続きお付き合いをいただければと思います。

これを広めていく上で、ガバメントアプローチできる分野で、何ができるのかということを考えていかなければいけないのですけれども、これはまさに安保法制とも関わる問題があるのではないかと危惧しております。これは金融庁が法務省とも議論をして、少しトリアルがなされているところでありますが、その辺をフォローしながら、適宜、政府全

体の大きな課題として取り上げられるようにしていきたいと感じた次第でございます。

あわせて、そういうものを使うに当たって、効果的なプレゼンテーションといいますか、どういう情報開示をしていけばいいのか。それは知財だけではないという話が今日もありました。パッケージという話がありましたけれども、その辺は誰でも分かるような形で示していけるような、そういうひな形を提示できればと考えてございます。

2番目のSEPの関係でございますが、委員の皆様方からも裁判に任せて待つのか、グローバルなルール形成に関与していく必要があるのではないかとございました。まさにそう思っております。

目下、私どもが一番これでいいのかと思っておりますのは、そもそもネゴシエーションすら行われないう状態で推移している。一番重要なのは、新しい技術を取り入れたイノベーションが実装されていくことだと思います。それが足踏みをしたり、あるいはやってもリスクにさらされている状況をどう解消するかということが、最も気になるところでございまして、その観点から、今日、事務局の二つ目の資料の4ページ目にあった論点につきまして、どう解いていくかということになろうかと思っております。

その関係で、特許庁の手引をさらにどうブラッシュアップしていくかということが、そのプロセスにして、私どもの座標軸を具体化していくことが先決だと思っておりますので、その辺は特許庁ともよく連携して進めていきたいと思っておりますが、国際的なルール形成に関与すると私どもの資料でも書かせていただきました。そのつもりです。しかし、これはパワーゲームでございますので、相当なストラテジーが必要でございます。そのためには、我が国自身がSEPのライセンサーとしての重要プレーヤーにならない限りは、何を言っても聞いてもらえない可能性もあるのではないかとというぐらい、私はシビアに考えておりました。その意味で、そういうものの担い手を登場させる必要を感じてございます。

今日、総務省の近藤さんからBeyond 5Gの話をしていただきましたのは、私自身が関係者から聞いている限りでは、Beyond 5Gについては、オプティカルテクノロジーとセミコンダクターテクノロジーをどう融合させていくかというところで、日本が久々にこの分野で戦略的投資をするプレーヤーになり得る可能性があるという何っているものですから、そういう意味では非常に重要な分野だと思っております。そういう御紹介も含めて、今日、Beyond 5Gを取り上げさせていただきました。

これは、別途、第1回目で知財計画全体の推進状況の御説明をした際に、標準戦略をこれから重要なポイントに挙げてと申し上げましたけれども、その中でも、スマートシティについては、政府全体として2番目の重要分野にしている分野でございまして、そういう意味でも具体的な戦略、プレーヤーを立てて動いていけるようにしたい。その中で、先ほど竹中先生からもございましたけれども、産業構造の転換をよく見据えた政策立案をバランスよくやるべきだというのは、まさにそのとおりだと思っております。そういう意味では、日本にライセンスだけではなくて、ライセンサーが登場するということを視野に置いて、この戦略の座標軸をうまく定めていきたいと考えてございます。

今日の御意見を踏まえて、さらに深めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日はちょっと超過いたしましたけれども、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。